

議案の概要

1 承認（1件）

承認第3号 令和3年度尾張旭市一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求めることについて（財政課）

新型コロナウイルスワクチン3回目接種の準備に際し、特に緊急に措置を必要とする経費について、地方自治法第179条第1項の規定により、補正予算を定めた。

専決年月日 令和3年11月1日

（単位 千円）

補正前予算額	26,871,701	補正予算額	15,000	補正後予算額	26,886,701
歳入	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫支出金 <li style="padding-left: 20px;">新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 				15,000
歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチン接種準備経費 				15,000

2 議案（21件）

第53号議案 令和3年度尾張旭市一般会計補正予算（第6号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	26,886,701	補正予算額	80,000	補正後予算額	26,966,701
歳入	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫支出金 <li style="padding-left: 20px;">新型コロナウイルスワクチン接種事業費負担金 				80,000
歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種委託料 				80,000

第54号議案 令和3年度尾張旭市一般会計補正予算（第7号）（財政課）

（単位 千円）

補正前予算額	26,966,701	補正予算額	199,720	補正後予算額	27,166,421
主な歳入	<ul style="list-style-type: none"> ・法人事業税交付金 				40,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫支出金 <li style="padding-left: 20px;">障害児施設給付費等負担金 <li style="padding-left: 20px;">障害者自立支援給付費等負担金 				36,500
	<ul style="list-style-type: none"> ・県支出金 <li style="padding-left: 20px;">介護施設等整備事業費補助金 				37,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・県支出金 <li style="padding-left: 20px;">介護施設等整備事業費補助金 				26,485
主な歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対策分事業費 				9,750
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付・訓練等給付費 				74,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所給付費 				73,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等整備事業費補助金 				26,485
	<ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金等返納金 				20,000
	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 				△17,968

第55号議案 令和3年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前予算額	6,686,630	補正予算額	55,852	補正後予算額	6,742,482
主な歳入	・国民健康保険税				62,000
主な歳出	・一般被保険者療養給付費負担金				60,000

第56号議案 令和3年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第2号）（長寿課）

（単位 千円）

補正前予算額	5,731,457	補正予算額	△4,147	補正後予算額	5,727,310
主な歳入	・繰入金				△4,562
主な歳出	・居宅介護サービス計画給付費負担金				22,000
	・施設介護サービス給付費負担金				△48,500

第57号議案 令和3年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

（保険医療課）

（単位 千円）

補正前予算額	1,341,114	補正予算額	1,255	補正後予算額	1,342,369
主な歳入	・国庫支出金				855
主な歳出	・窓口業務人材派遣委託料				540

第58号議案 令和3年度尾張旭市水道事業会計補正予算（第1号）（上水道課）

（単位 千円）

補正前収入予算額	2,043,518	補正予算額	△324	補正後収入予算額	2,043,194
補正前支出予算額	2,238,186	補正予算額	8,762	補正後支出予算額	2,246,948
収入	・児童手当負担金				△324
支出	・人件費				8,762

第59号議案 令和3年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第1号）（下水道課）

（単位 千円）

補正前収入予算額	3,619,501	補正予算額	△156,282	補正後収入予算額	3,463,219
補正前支出予算額	3,981,274	補正予算額	△64,544	補正後支出予算額	3,916,730
主な収入	・企業債				△130,600
主な支出	・東部浄化センター改築工事委託料				△38,040

第60号議案 尾張旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（人事課）

職務の特殊性等を考慮し特に必要と認める会計年度任用職員の給与について規定する。

施行期日 公布の日

第61号議案 尾張旭市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（人事課）

し尿処理手当の支給について規定する。

施行期日 令和4年4月1日

第62号議案 尾張旭市職員の旅費支給に関する条例の一部改正について（人事課）

移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給について規定する。

施行期日 公布の日

第63号議案 尾張旭市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（生涯学習課）

尾張旭市コミュニティセンター宮浦会館を公民館として位置付け、尾張旭市宮浦公民館に変更する。

施行期日 令和4年4月1日

第64号議案 尾張旭市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（こども課）

新居西部児童遊園を廃止する。

施行期日 令和4年3月1日

第65号議案 尾張旭市福祉医療費助成条例の一部改正について（保険医療課）

民法の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和4年4月1日

第66号議案 尾張旭市保養センター尾張あさひ苑の設置及び管理に関する条例の一部改正について（財政課）

利用料金の基準額等を変更する。

施行期日 令和4年4月1日までの間において規則で定める日

第67号議案 尾張旭市国民健康保険条例の一部改正について（保険医療課）

健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の出産育児一時金の支給額を見直す。

施行期日 令和4年1月1日

第68号議案 尾張旭市長久手市衛生組合の解散について（環境課）

令和4年3月31日限りで尾張旭市長久手市衛生組合を解散することについて、関係地方公共団体である長久手市と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

第69号議案 尾張旭市長久手市衛生組合同規約の変更について（環境課）

尾張旭市長久手市衛生組合の解散に伴う事務の承継団体を組合同規約に定めることについて、関係地方公共団体である長久手市と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

第70号議案 尾張旭市新池交流館の指定管理者の指定について（暮らし政策課）

尾張旭市新池交流館の管理を行わせる団体として、シンコースポーツ中部株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

指定期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間）

第71号議案 尾張旭市体育施設の指定管理者の指定について（文化スポーツ課）

尾張旭市体育施設の管理を行わせる団体として、ハマダスポーツ企画株式会社を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

第72号議案 尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について（人事課）

議員の期末手当の支給月数を改定する。
施行期日 公布の日、令和4年4月1日

第73号議案 尾張旭市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について（人事課）

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を改定する。
施行期日 公布の日、令和4年4月1日

3 諮問（3件）

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（人事課）

令和4年3月31日で任期満了となる人権擁護委員 平松 奈美子 氏を再度委員に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（人事課）

令和4年3月31日で任期満了となる人権擁護委員 浅見 直樹 氏を再度委員に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（人事課）

人権擁護委員の欠員に伴い、新委員を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。